

主体	国		国		県		県	
事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金 (民俗文化財伝承・活用等事業)		文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)		鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金		地域民俗芸能再生事業費補助金	
概要	重要有形・無形民俗文化財の伝承・活用等のための事業に要する経費について国庫補助を行うとともに、地方公共団体が行う無形民俗文化財の伝承・活用事業の国庫補助を行う。		地方公共団体が作成する実施計画に基づき行われる、文化遺産を活用した地域活性化に資する事業に対して国庫補助を行う。		県指定有形・無形民俗文化財の保存・保護事業に要する経費について県費補助を行う。		無形民俗文化財の保護団体が行う後継者育成を目的とした事業を推進する。	
対象文化財	(1)重要無形民俗文化財【国指定】、(2)重要有形民俗文化財【国指定】、(3)記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財【国選択】、(4)無形民俗文化財【未指定】		文化芸術振興基本法に定める伝統芸能、生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの、文化財等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能		県指定民俗文化財		無形民俗文化財(②は指定を除く)	
補助率・上限	1/2国、国庫補助残の1/2県		予算の範囲内において定額		①1/5 ②③④の所有者等1/2 ④の市町村1/3		①1/3(上限30千円、年限3年) ②1/3(通算の上限1,000千円、年限5年)	
補助対象事業	(1)重要無形民俗文化財 ①施設の修理、防災事業 ②用具の修理・新調 ③施設・用具の災害復旧 ④現地公開 ⑤伝承者養成	所有者・保護団体	(1)地域の文化遺産次世代継承事業 ①情報発信、人材育成事業 ②普及啓発事業 ③継承事業 ④記録作成、調査研究事業 ⑤その他特に認められる事業	地方の文化遺産の所有者もしくは保護団体(保存会)等によって構成される実行委員会等	①保存対策調査	市町村	①演技指導に係わる経費	無形民俗文化財の保護団体
	(2)重要有形民俗文化財 ①使用法等の復元・調査事業	地方公共団体(間接補助)			②保存修理	所有者等		
		所有者・保護団体			③防災施設	市町村、所有者等		
	(3)記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 ①現地公開	地方公共団体(間接補助)	④記録作成		市町村、所有者等			
(4)無形民俗文化財 ①周知事業 ②伝承教室・講習会・発表会開催 ③文書、写真、採譜資料等による記録作成、刊行 ④録音、映像等の製作	地方公共団体	(2)伝統文化親子体験教室事業						
備考	市町村教委に要相談(原則事業希望年度の前年度10月まで) 国の補助金額が1,000千円以上となるもの		市町村教委に要相談		市町村教委に要相談(原則事業希望年度の前年度10月まで)		市町村教委に要相談(原則事業希望年度の前年度10月まで)	